第６課　約束の優先権

【暗唱聖句】

「相続が律法に由来するものなら、もはや、それは約束に由来するものではありません。しかし神は、約束によってアブラハムにその恵みをお与えになったのです」ガラテヤ3:18

神の子が受け継ぐべき素晴らしい神様からの救いの恵みは相続のようなものとして描かれていますが、その相続は律法に由来しないと書かれています。律法はユダヤ民族に与えらえたわけですが、ユダヤ人だから相続を受けることができるわけではないということです。また、律法を守るという行為によって相続できるというのでもありません。相続はただ神様からの約束なのだと聖書は語ります。しかも、ガラテヤ3:20に書かれてあるようにその約束は一方的な神様の恵みなのです。

「…約束の場合、神はひとりで事を運ばれたのです」ガラテヤ3:20

【今週のテーマ】

今週はアブラハムに与えられた神様の約束と430年後に与えられた律法との関係について考えます。

【日曜日・律法と信仰】

神様がアブラハムと交わされた約束は、相互の合意によって成立する契約という言葉ではなく、遺書や遺言に相当する言葉が使われています（旧約聖書のギリシャ語版70人訳聖書において）。このことからわかることは、神様の契約というのは、神様ご自身の意思以外の何ものにも基づいていない、一方的なものだったということです。「もし～すれば」という条件は一切なく、アブラハムは単純にそれを信じ、受け取らなければなりませんでした。人間の遺言と同様に神様の約束は永遠に変えることができません。また、神様の約束の相続人はアブラハムとその子孫ですが、アブラハムは信仰の父と呼ばれるように、アブラハムの子孫とは肉のイスラエル人ではなく、同じ神様を信じる霊的イスラエル（クリスチャン）のことを指します。

　さて、この神様の約束は遺言のごとく、変えることができないものです。したがって後に律法が与えられたからといって、律法が神様の約束を無効にすることはできません。律法は神様の約束を無効にするために与えられたのではないということです。このことをまず抑えておく必要があります。

【月曜日・信仰と律法】

パウロは「律法の実行によっては、だれ一人として義とされないからです」（ガラテヤ2:16）と律法を実行することは救いの前提条件ではないことを繰り返し述べています。それではもう律法は必要ないのでしょうか。破棄されたとパウロは言っているのでしょうか。このような疑問が沸き上がります。パウロはこのように発言する人を予め予測して、ローマ3:31で「それでは、わたしたちは信仰によって、律法を無にするのか」と問いかけています。この無にするとは、無効、破棄、滅ぼすなどの意味があります。このような問いかけに対する答えは明快です。パウロは「決してそうではない。むしろ、律法を確立するのです」と断言します。

パウロは信仰が律法を無にするのでは決してないと言うだけでなく、むしろ信仰が律法を確立すると言っています。神様へ信仰が深まれば深まるほど、その神様の教えである律法を大切にするようになります。神様を信仰すると言いながら、その神様の教えは無視するというのは、矛盾であり、それはありえないことです。救い主に対する心からの愛に基づく信仰だけが服従をもたらしうるのです。

【火曜日・律法の目的】

「では、律法とはいったい何か。律法は、約束を与えられたあの子孫が来られるときまで、違犯を明らかにするために付け加えられたもので、天使たちを通し、仲介者の手を経て制定されたものです」ガラテヤ3:19

ここに律法は付け加えられたものであると書かれてありますが、神様の救いの約束を変更したり、補足するために付け加えられたとは書かれてありません。律法は全く異なる目的のために付け加えられたのです。それは罪を明らかにするためです。律法に違犯することが罪です。律法がなければ何が罪であるかもわかりませんでした。しかし、律法が与えられることによって罪が何であるのかが明確にわかるようになりました。

しかし、罪が明確にわかるようになったことにより、わたしたちは罪悪感にさいなまれるようになりました。罪が悪いものだとわかっていながら止めることができないからです。しかし、この罪悪感の苦しみにも神様の素晴らしいご計画があったのです。それは。その罪を赦し、救うために十字架にかけられたイエス・キリストに目を向けるようになることです。人間は罪を自覚することなしに、キリストの必要を感じることはありません。だから律法が必要なのです。パウロはこのことに関して、次のように言っています。

「こうして律法は、わたしたちをキリストのもとへ導く養育係となったのです。わたしたちが信仰によって義とされるためです」ガラテヤ3:24

【水曜日・神の律法の存続期間】

律法は永遠の神様の愛の表れですから、十戒が与えられる前からこの世界に存在していました。そして、今もなお存続しています。「律法は、約束を与えられたあの子孫が来られるときまで、違犯を明らかにするために付け加えられたもので」（ガラテヤ3:19）と書かれてあることから、あの子孫と表現されているキリストが来られた時点で律法は破棄されたと主張する人がいますが、これまで学んできたように、パウロはその考えを否定しています。では、「あの子孫が来られるときまで違犯を明らかにするために付け加えられた」とはどういう意味でしょうか。それは、これまでただ罪を明らかにしてきただけであった律法が、あの子孫（キリスト）のもとへと導くという大きな意味を持つという人類史において決定的な転機となったのだということです。なお、キリストを予表していた礼典律は破棄されました。

【木曜日・約束の優位性】

最後にもう一度、アブラハムを通して与えられた救いの恵みとモーセを通して与えられた律法を比較した場合の優位性について考えてみましょう。

「では、律法とはいったい何か。律法は、約束を与えられたあの子孫が来られるときまで、違犯を明らかにするために付け加えられたもので、天使たちを通し、仲介者の手を経て制定されたものです。仲介者というものは、一人で事を行う場合には要りません。約束の場合、神はひとりで事を運ばれたのです」3:19～20

ガラテヤ3:19，20でパウロは律法と約束の恵みを比較していますが、仲介者を必要としたか、いないかでその優位性を語っています。すなわち、律法は天使が見守る中厳粛さの中で与えられましたが、モーセという仲介者の手を経て制定されたものであるのに対して、約束はアブラハムに直接与えられたものでした。それゆえ、約束が優位であるという論法です。